

# 五島市有財産売払い 先着順受付けによる随意契約案内書

申込受付期間

【平成29年6月30日(金)～平成30年3月16日(金)】



五島市財政課

(TEL: 0959-72-6173)

## 目 次

●市有地売払い（先着順方式）のながれ	2
1 売払い申請	3
売却物件	3
申込み参加資格	3
申込方法	3
申込受付	4
物件の確認	4
2 契約者の決定	5
3 契約の締結	5
4 売買代金の支払い	7
5 所有権の移転登記	7
6 留意事項	8
●申込み時に持参する書類等チェックリスト	9
●様式第1号 普通財産売払申請書	10
●様式第2号 普通財産売払申請書（共有名義用）	11
●様式第3号 誓約書	12
●様式第4号 役員等名簿（誓約書別紙）	13
●様式第5号 市有財産売買契約書（案）	14
●普通財産売払申請書の記載例	17
●別紙（売却物件）	19
●物件調書	

## 市有地売払い（先着順方式）のながれ

### 1 売払い申請（詳細は3～4ページ）

申込受付期間 平成29年6月30日（金）～平成30年3月16日（金）  
午前8時30分～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

五島市財政課契約管財班へ提出してください。（各支所、各出張所では受け付けておりません。）



### 2 契約者の決定（詳細は5ページ）

同一の日に複数の売払申請書を受け付けたときは、後日くじ引きにより契約の相手方を決定します。



### 3 契約の締結（詳細は5～6ページ）

契約者を決定した日から7日以内に契約保証金を持参のうえ、契約を締結してください。

売買契約書（五島市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。



### 4 売買代金の支払い（詳細は7ページ）

契約締結時に契約書と納入通知書をお渡ししますので、納入通知書に記載の支払期限（契約の日から30日以内）までに売買代金をお支払いください。  
契約保証金は、売買代金の支払いを確認した後還付します。



### 5 所有権の移転登記（詳細は8～9ページ）

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

所有権移転登記の手続きは、五島市が行います。

登録免許税など所有権の移転に要する一切の費用は、落札者の負担とします。

## 先着順受付による随意契約申込み要領

五島市が行う市有財産売払いに係る先着順受付による随意契約の申込みをされる方は、次の各事項をご承知の上、申込みを行ってください。

- 「先着順受付による随意契約」の売払いとは、すでに一般競争入札を実施し売却に至らなかった物件を、先着順で売払いを行うことです。

### 第1 売払い申請

#### 1 売却物件

別紙のとおり

#### 2 申込み参加資格

原則として、個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は、参加することができません。

<申込みができない方>

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 過去2年間に普通地方公共団体との契約につき、不正の行為があった者及びこれを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき排除措置を受けている者

#### 3 申込方法

案内書の内容を十分ご理解のうえお申込みください。

必要書類は、次のとおりです。必要事項を漏れなく記入し、記名押印のうえ受付期間内に五島市財政課契約管財班へ直接持参してください。

(必要書類)

- ① 普通財産売払申請書（様式第1号、共有の場合は様式第2号）  
契約予定者の氏名を記載し、押印（印鑑登録済みの印鑑を使用すること。）してください。

※ 普通財産売払申請書を受け付けた後は、契約予定者の変更を一切受け付けませんので予めご了承ください。

※ 共有により取得を希望される場合は、普通財産売払申請書（共有用・様式第2号）に各々の共有持分割合を明記のうえ、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

また、共有で申込する場合は、代表者（共有予定者を代表して、この売買に関する一切の事務を行っていただけの方）を選任してください。

② 普通財産売払申請書に添付する書類

(1) 個人の場合

ア 住民票（本籍等が掲載されたもの）

※ 申請するときには「本籍・筆頭者をのせる」ように住民票請求書に記入してください。

イ 印鑑証明書

ウ 身分証明書

エ 誓約書（様式第3号）（本書12ページにあります）

※ 上記ア～ウについては、市役所市民課の窓口にて発行しています。（有料）

※ 数名の共有名義にする場合には、共有者全員分の上記証明書及び誓約書が必要になります。

(2) 法人の場合

ア 登記事項証明書（法務局にて発行しています。有料）

イ 法人の印鑑証明書

ウ 誓約書（様式第3号）（本書12ページにあります）

エ 役員等名簿（様式第4号）（本書13ページにあります）

※ 関係書類は、申込日から起算して1か月以内に発行されたものを提出してください。提出された書類は、返還しません。

4 申込受付

平成30年3月16日（金）午後5時までに、五島市財政課契約管財班に提出してください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※ 公平性を保つため、受付期間を過ぎた申込みは一切受けませんので、ご注意ください。

5 物件の確認

現場説明会は実施しません。また、物件の引渡しについては、現状のまま行いますので、事前にご自身で物件を確認し、現況及び諸規制を熟知したうえでお申込みください。なお、物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。

## 第2 契約者の決定

- 1 同一の日に複数の売払申請書を受け付けたときは、後日くじ引きにより契約の相手方を決定します。
- 2 郵送による申込みは認めません。
- 3 申込みは、申込者（共有名義で申込の場合は代表者）が必ず行ってください。
- 4 申込みに当たっての注意事項
  - (1) 次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。
    - ア 案内書に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が申込みをしたとき。
    - イ 申込者が法令の規定に違反したとき。
    - ウ 申込者が連合して申込みしたとき。
    - エ 申込者が申込みに際して不正な行為をしたとき。
    - オ 申込者が他人の代理を兼ね、又は2以上の者の代理をしたとき。
    - カ 申込者が契約担当者の定めた条件に違反したとき。
    - キ 申込者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
    - ク 申請書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
    - ケ 申請書の首標金額が訂正されているとき。
  - (2) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、五島市財務規則及び五島市の指示によることとします。

## 第3 契約の締結

- 1 契約の締結について  
五島市と契約の相手方（以下「契約者」という。）との売買契約は、契約者を決定した日から7日以内に、五島市財政課契約管財班において、市有財産売買契約書（14～16 ページ参照）により行います。  
  
※ 売買契約は、必ず「申込者」名義で締結となります。  
※ 共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結することになります。  
※ 売買契約は、五島市と契約者が共に売買契約書に記名押印したときに確定します。
- 2 契約の手続き方法は、次のとおりです。
  - (1) 契約書の締結  
契約書を2部用意しますので、記名押印のうえお返してください。また、契約書2部のうち1部には収入印紙を貼付してください。

↓

- (2) 契約保証金の納付  
 契約金額の100分の10以上に相当する金額をご持参ください。契約保証金は、契約書を締結する前に五島市の指定する納付書にて納付してください。
- ↓
- (3) 売買代金の支払い  
 五島市の指定する納入通知書により売買代金の支払いをしてください。  
 (詳細は7ページ)
- ↓
- (4) 登録免許税の納付と契約保証金の還付  
 売買代金の支払いを確認した後、五島市が所有権移転登記手続きを行います。登録免許税については、契約者の負担となりますので相当額の収入印紙を購入してご提出ください(詳細は7ページ)。  
 契約保証金は、売買代金の支払いを確認した後還付します。
- ↓
- (5) 登記完了証の受取と受取証の送付  
 登記移転完了後に五島市から「登記完了証」と「登記識別情報通知」を送付します。  
 契約者は、受取確認後に受取証を五島市へ返送してください。

### 3 契約に必要な書類等は、次のとおりです。

- (1) 契約保証金  
 契約保証金は、契約金額の100分の10以上に相当する金額で、現金に限ります。  
 なお、契約保証金は、契約者が契約の義務を履行した事を確認した後、お返しします。
- (2) 印鑑(印鑑登録済みの印鑑)
- (3) 収入印紙  
 売買契約書(2部作成)のうち、五島市保管用のもの1部に貼付する収入印紙(売買金額に応じたもの)は、契約者の負担となります。  
 収入印紙代は、下記のとおりです。

売買代金の金額	印紙税額 (収入印紙)
10万円を超え～50万円以下	200円
50万円を超え～100万円以下	500円
100万円を超え500万円以下	1,000円
500万円を超え1,000万円以下	5,000円
1,000万円を超え5,000万円以下	10,000円

※ 平成30年3月31日までに作成した場合

### 4 その他注意事項

- (1) 契約保証金は、その受入期間について利息はつきません。
- (2) 契約者が契約の義務を履行しないため契約を解除した場合には、契約者が納付した契約保証金を違約金としていただきます。

## 第4 売買代金の支払い

契約者は、契約の締結後、五島市が指定する納入通知書により、売買代金を納入期限（契約締結後30日以内）までに支払う必要があります。

※納入通知書の支払いの場合、振込み手数料はかかりません。

## 第5 所有権移転の移転登記

### 1 所有権の移転

売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

### 2 所有権移転の登記

所有権移転登記の手続きは、五島市が行います。

なお、共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。

### 3 所有権移転に係る費用負担

所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、契約者の負担となります。

売買代金の支払いを確認した後、五島市が所有権移転登記手続きを行います。そのときに登録免許税の額を連絡しますので、登録免許税額の収入印紙を持参し、又は送付してください。

※収入印紙については最寄りの郵便局等にて購入することができます。

（参考）登録免許税：現在は固定資産評価額の1.5パーセントです。

### 4 登記完了証等の交付

所有権移転の登記が完了次第（通常、手続き開始後1週間程度を要します。）、契約者に「登記完了証」と「登記識別情報通知」を交付します。

契約者は、当該登記完了証等を受け取った後、受取証を五島市へ返送してください。これですべての手続きが完了します。

### 5 固定資産税及び不動産取得税の課税

物件の取得に伴い、固定資産税及び不動産取得税が課税されますのでご注意ください。詳細については、固定資産税については五島市税務課資産税班（72-6114）、不動産取得税については長崎県五島振興局税務課（72-2121）へお問い合わせください。

（参考）

●固定資産税：不動産を所有しているときにかかる税金です。

（固定資産税課税標準額の1.4パーセント）

●不動産取得税：不動産を取得した人に課税される税金で、不動産を取得したときに1度だけかかります。

（土地固定資産評価額の3パーセント）



## 6 権利義務の譲渡の禁止

契約者は、物件の所有権移転登記の完了前に、この契約に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 第6 留意事項

- 1 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ずご自身において事前に現地の確認をしていただき、法律等諸規制の状況等も調査、確認を行ってください。
- 2 契約者は、売買契約の締結後、売買物件に数量不足その他隠れた瑕疵（かし）があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- 3 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、五島市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は契約者の負担とします。
- 4 物件については、契約書において売買契約締結の日から5年間、反社会的活動のために利用するなど、公序良俗に反することに使用することを制限します。
- 5 契約者が契約者の決定から契約締結日までの間において、五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき排除措置を受けた場合には、契約者の決定を取り消します。
- 6 この市有財産売払いの先着順受付けによる随意契約についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

五島市財政課契約管財班 市有財産担当

電話 0959-72-6173 (直通)

FAX 0959-74-1994

申込み時に持参する書類等チェックリスト

入札参加者	持参すべき書類等
個人の場合	<input type="checkbox"/> 普通財産売払申請書（様式第1号又は様式第2号） <input type="checkbox"/> 住民票（本籍、筆頭者が掲載されたもの） <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書
法人の場合	<input type="checkbox"/> 普通財産売払申請書（様式第1号又は様式第2号） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 役員等名簿

※ 注 提出された書類は、返還いたしませんのでご了承ください。

様式第1号

# 普通財産売払申請書

年 月 日

五島市長 野口 市太郎

申請人 住所  
氏名  
電話番号

印

下記の普通財産を売払いくださるよう申請します。

## 記

- 1 物件番号
- 2 財産の種類及び名称
- 3 所在及び地番
- 4 構造（土地の場合は、地目）
- 5 数量
- 6 使用目的又は用途
- 7 希望売払価格  
※最低売却価格以上の価格を記載すること。

備考 申込人欄は、必ず記名、押印（印鑑登録済み印鑑）をしてください。

# 普通財産売払申請書

年 月 日

五島市長 野口 市太郎

申込人（代表者）	住 所	
	氏 名	ⓐ
	電話番号	
	持分割合	／
※（共有の場合は、申込者を代表者と読み替えます。）		
共有者	住 所	
	氏 名	ⓐ
	電話番号	
	持分割合	／
共有者	住 所	
	氏 名	ⓐ
	電話番号	
	持分割合	／

下記の普通財産を売払いくださるよう申請します。

## 記

- 1 物件番号
- 2 財産の種類及び名称
- 3 所在及び地番
- 4 構造（土地の場合は、地目）
- 5 数量
- 6 使用目的又は用途
- 7 希望売払価格  
※最低売却価格以上の価格を記載すること。

備考 申込人・共有者欄は、必ず住所・氏名持分割合等をそれぞれ記名・押印（印鑑登録済み印鑑）してください。

様式第 3 号

暴力団等排除等に関する誓約書

平成 年 月 日

五島市長 野口 市太郎

住所（所在）  
商号又は名称  
代表者職氏名 ④  
（生年月日 年 月 日）

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が 1 に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。
- 4 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当していません。
- 5 過去 2 年間に普通地方公共団体との契約につき、不正の行為があった者及びこれを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に該当していません。

役員等名簿

氏名	生年月日	住所
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	
	大正 昭和 平成 年 月 日	

## 市有財産売買契約書（案）

売払人 五島市長 野口 市太郎（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、市有財産の売買について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買価格）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を売買価格（以下「代金」という。）金 円也で乙に売渡し、乙はこれを買受けた。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金（代金の百分の十以上の金額）として金 円を甲の指示する手続により、甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないとき又は乙の責に帰す事由により第6条の所有権の移転の前に本契約を解除したときは、第1項の契約保証金を市に帰属させることができる。

3 第2項以外の場合においては、甲は、乙の本契約の義務の履行を確認した後、契約保証金を還付するものとする。ただし、この場合の契約保証金には利息は付さない。

（代金の納付）

第4条 乙は、第2条に定める代金を甲が別途発行する納入通知書により、指定された期限までに甲に納付するものとする。

（遅延利息）

第5条 甲は、乙が前条に定める納付期限までに代金を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日までに未納代金につき年利2.7パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときは、この限りでない。

（所有権移転の時期）

第6条 売買物件の所有権移転の時期は、乙が代金（前条に定める遅延利息も含む。）の支払いを完了したときとする。

（引渡し及び境界標）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した時に売買物件の引渡しがあったものとし、境界標は乙が自己の費用で設置するものとする。

（所有権移転登記）

第8条 売買物件の所有権移転登記は、登録免許税その他の経費を乙の負担で前条による引渡し後、甲が行うものとする。

(瑕疵担保)

第9条 甲は、この契約締結後は、売買物件地についての瑕疵担保の責を負わないものとする。

(危険担保)

第10条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

(用途の制限)

第11条 乙は、本契約締結の時から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、本契約締結の時から5年間、売買物件を五島市暴力団排除条例（平成24年五島市条例第34号）に定める暴力団等又は社会的非難関係者の事務所など、公序良俗に反する用に供してはならない。

3 乙は、本契約締結の時から5年間、売買物件を前2項の用に供することが明らかな者に対し、売渡し、贈与、交換、出資等による所有権の移転又は、地上権、質権、使用貸借による権利、賃貸権その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(義務の承継)

第12条 乙は、売買物件について、所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃貸借その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定（次項において「所有権の移転等」という。）を第三者（以下「転得者」という。）にするとときは、転得者に前条各項の規定を書面で引き継ぐとともにこれを遵守させなければならない。

2 乙は、転得者が売買物件について所有権の移転等をするときも同様に前条各項の規定を転得者に書面で引き継ぐとともにこれを遵守させなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、第11条に定める期間において、乙の同条に定める用途の制限の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは、売買物件について実地調査をし、又は乙に売買物件の使用状況について報告を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、



その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第 16 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(協議)

第 17 条 本契約に定めのない事項で約定する必要があるとき又は本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 18 条 本契約に関する訴えの管轄は、五島市役所所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所五島支部とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

売出人 (甲) 住所 長崎県五島市福江町 1 番 1 号

氏名 五島市長 野口 市太郎

買受人 (乙) 住所

氏名

売買物件の表示

所在地	区分	種目	数量	売買価格

普通財産売払申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

五島市長 野口 市太郎

印鑑証明書の印を押印

申請人 住所 長崎県五島市福江町〇番〇号  
氏名 五島 太郎

電話番号 0959-72-6111

実印

下記の普通財産を売払いくださるよう申請します。

記

- 1 物件番号 280201-1
- 2 財産の種類及び名称
- 3 所在及び地番 岐宿町川原2373番地4
- 4 構造（土地の場合は、地目） 宅地
- 5 数量 272.98㎡
- 6 使用目的又は用途 〇〇として利用
- 7 希望売払価格 2,200,000円  
※最低売却価格以上の価格を記載すること。

備考 申込人欄は、必ず記名・押印（印鑑登録済み印鑑）してください。

普通財産売払申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

五島市長 野口 市太郎

印鑑証明書の印を押印

申込人（代表者）住所 長崎県五島市福江町〇番〇号  
 氏名 五島 太郎 (実印)  
 電話番号 0959-72-6111  
 持分割合 50 / 100

※（共有の場合は、申込者を代表者と読み替えます。）  
 共有者 住所 長崎県五島市福江町〇番〇号  
 氏名 五島 花子 (実印)  
 電話番号 0959-72-6111  
 持分割合 50 / 100

共有者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 持分割合 \_\_\_\_\_

持分割合を記入してください。

下記の普通財産を売払いくださるよう申請します。

記

- 1 物件番号 280201-1
- 2 財産の種類及び名称
- 3 所在及び地番 岐宿町川原2373番地4
- 4 構造（土地の場合は、地目） 宅地
- 5 数量 272.98㎡
- 6 使用目的又は用途 〇〇として利用
- 7 希望売払価格 2,200,000円  
※最低売却価格以上の価格を記載すること。

備考 申込人・共有者欄は、必ず住所・氏名持分割合等をそれぞれ記名・押印（印鑑登録済み印鑑）してください。

## 別紙

## 売払い物件

【平成29年6月26日から平成30年3月16日まで申込受付中の物件】

物件番号	(土) 271102-01
所在及び地番	吉久木町1368番地14
区分：地目：面積	土地：宅地：288.78㎡
最低売却価格	3,551,994円
契約保証金	355,199円
物件調書	物件調書(土)271102-01

物件番号	(土) 280301-01
所在及び地番	①大荒町308番地12 ②大荒町309番地10
区分：地目：面積	①土地：宅地：22.70㎡ ②土地：宅地：147.54㎡
最低売却価格	2,706,816円
契約保証金	270,681円
物件調書	物件調書(土)280301-01

摘要 物件番号(土)280301-01は、全2筆まとめたの売払いです。

物件番号	(土) 280301-02
所在及び地番	大荒町903番3
区分：地目：面積	土地：宅地：224.17㎡
最低売却価格	3,564,303円
契約保証金	356,430円
物件調書	物件調書(土)280301-02

物件番号	(土) 281201-01
所在及び地番	大荒町931番14
区分：地目：面積	土地：宅地：108.85㎡
最低売却価格	1,360,625円
契約保証金	136,062円
物件調書	物件調書(土)281201-01

## 物 件 調 書

※物件調書は、先着順受付けによる随意契約の売払いの参加者が  
現地を確認されるうえでの参考資料として作成しています。